

令和6年度愛知県協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は令和6年度愛知県協働化・大規模化等による職場環境改善事業について、必要な事項を定める。

2 目的

複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図ることを目的とする。

3 補助対象

『「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の一部改正について』（令和6年6月4日付厚生労働省老健局長通知）の別紙3「令和6年度（令和5年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）の「3 補助対象」で規定する事業者グループであって、事業者グループを構成する法人がいずれも愛知県内に所在するものを対象とする。なお、国実施要綱「3 補助対象」で規定する「実施主体が認める法人」は、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人とする。

4 事業内容

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する次の取組を交付の対象とし、この実施に必要な経費のうち、知事が認める経費について補助金を交付する。

- (1) 人材募集や一括採用、職場の魅力発信に係る取組
- (2) 合同研修の実施等人材育成に係る取組
- (3) 福利厚生の実施や職場環境改善等による従業員の職場定着に係る取組
- (4) 人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に係る取組
- (5) 事務処理部門の集約・外部化に係る取組
- (6) 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定に係る取組
- (7) 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に係る取組（通信費は対象外とする。）
- (8) 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に係る取組（事業所車両の購入費は対象外とする。）
- (9) 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に係る取組

5 補助率

4／5 とする。

6 補助要件等

この補助金の交付の決定には、国実施要綱 6（１）及び（２）並びに 7（４）で定める条件が付されるものとする。

7 その他

- （１）知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。
- （２）補助事業者は、（１）の検査等に積極的に協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。